

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	R2.10.9	R2.12.1	(1) 土地・家屋課税台帳の電磁的記録 (東京23区の物件全て) (2) 課税台帳以外の文書で、東京23区内の土地・家屋の登記情報のうち、登記名義人、土地の所在・地番・地目・地積、家屋の所在・地番・家屋番号・種類・構造・床面積・建築年月日の情報を含む一覧の電磁的記録					1										(1) 土地・家屋課税台帳の電磁的記録 (東京23区の物件全て) …当該公文書は、実施期間では作成及び取得しておらず、存在しないため、非開示とする。 (2) 課税台帳以外の文書で、東京23区内の土地・家屋の登記情報のうち、登記名義人、土地の所在・地番・地目・地積、家屋の所在・地番・家屋番号・種類・構造・床面積・建築年月日の情報を含む一覧の電磁的記録…当該公文書は、実施期間では作成及び取得しておらず、存在しないため、非開示とする。	主税局資産税部固定資産税課
2	R2.10.9	R2.12.7	(1) 公図 (2019年中の登記異動修正済みのもの) (2) 地番現況図 (2019年中の登記異動修正済みのもの)					1	1		1	1					1	(1) 公図 (2019年中の登記異動修正済みのもの) …当該公文書は実施期間では作成しておらず、その電磁的記録も保有していないため。 (2) 地番現況図 (2019年中の登記異動修正済みのもの) ・整備未完了の区域に係る公文書…現時点では全域整備完了しておらず、整備未完了の区域においては当該文書は存在しないため。 ・整備が完了している区域に係る公文書…当該公文書を公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため (東京都情報公開条例第7条第2号)。当該公文書を公にすることにより、法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため (東京都情報公開条例第7条第3号)。 当該公文書を公にすることにより、都民との信頼関係が損なわれ、今後の税務調査に協力が得られなくなるなど、租税の賦課徴収に係る事務の円滑かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (東京都情報公開条例第7条第6号)。	主税局資産税部固定資産評価課
3	R2.12.4	R2.12.16	(1) 「東京都固定資産税及び都市計画税に係る還付不能額の返還等要領」及び「東京都固定資産税及び都市計画税に係る還付不能額の返還等要領実施細目」について (通知) 9主資固第80号 (2) 土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の還付不能額の返還基準等について (通達) 29主資固第332号 (3) 「東京都固定資産税及び都市計画税に係る還付不能額の返還要領」の改正及び「東京都固定資産税及び都市計画税に係る還付不能額の返還等要領実施細目」の廃止について (通知) 31主資固350号	11	1														主税局資産税部固定資産税課
4	R2.12.11	R2.12.16	固定資産家屋評価事務Q&A	193	1														主税局資産税部固定資産評価課
5	R2.12.9	R2.12.17	「東京都新宿都税事務所ほか1所 (2) 電話交換設備改修工事」 上記工事に関する金入設計書	13	1														主税局総務部経理課
6	R2.11.10	R2.12.22	口座振替事務処理要領	54	1														主税局徴収部納税推進課
7	R2.11.10	R2.12.25	主税局文書保存期間・移管基準表 (文書管理基準表)	9	1														主税局徴収部徴収指導課
8	R2.11.10	R2.12.25	督促状の取扱いについて (通達)	30	1												1	東京都情報公開条例第7条第6号 都の機関が行う徴収事務における判断基準や取扱いを定めたものであり、公にすることで、行政運営の円滑な遂行に支障をきたすため。	主税局徴収部徴収指導課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
9	R2. 11. 10	R2. 12. 25	納税班における事務処理の指針				1											東京都情報公開条例第7条第6号 都の機関が行う徴収事務における判断基準や取扱いを定めたものであり、公にすることで、行政運営の円滑な遂行に支障をきたすため。	主税局徴収部徴収指導課

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。